

デリバティブ市場統合に伴う国債証券先物・オプション取引における呼値の制限値幅の一部見直しについて

平成 25 年 6 月 24 日

株式会社大阪証券取引所

株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 3 月を目途に、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）と株式会社東京証券取引所のデリバティブ市場を大証に統合することに伴い、取引システムを大証で利用している J-GATE に統合するとともに、取引制度及び取引参加者制度についても所要の改正を行うこととしておりますが、デリバティブ市場統合時に現物株式市場で採用されている特別気配に類似した機能を有する即時約定可能値幅を導入することなどを踏まえて、国債証券先物・オプション取引における呼値の制限値幅等を一部見直すこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本資料に記載のない事項については、本年 6 月 18 日付に公表しております「デリバティブ市場統合に伴う関連諸制度の整備について」を御参照ください。
II 概要 1. 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値を行うことができる値幅（以下、「呼値の制限値幅」といいます。）は、原則、通常時の値幅が適用されますが、2. に記載されているサーキット・ブレーカーを発動した場合は、呼値の制限値幅の上限又は下限を拡大します。 (1) 中期国債証券先物取引及び長期国債証券先物取引（ミニ取引を含む） <ul style="list-style-type: none"> a. 通常時 基準値段から上下 2 円 b. 拡大時 基準値段から上下 3 円 (2) 超長期国債証券先物取引 <ul style="list-style-type: none"> a. 通常時 基準値段から上下 6 円 b. 拡大時 基準値段から上下 9 円 (3) 長期国債先物オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> a. 通常時 基準値段から上下 2 円 10 銭 b. 拡大時 基準値段から上下 3 円 	

項 目	内 容	備 考
2. 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)	<ul style="list-style-type: none"> • 中心限月において、次の（１）の発動条件を満たした場合、すべての限月取引の取引を一時中断し、呼値の制限値幅を拡大します。ただし、次の（３）の適用除外の条件に該当した場合は、取引の一時中断及び呼値の制限値幅の拡大を行いません。 （１） 発動条件 <ul style="list-style-type: none"> 中心限月において、呼値の制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示され（約定を含む。）、その後、1分間に当該値段から即時約定可能値幅の範囲外の値段で取引が成立しない場合 （２） 取引の一時中断時間 <ul style="list-style-type: none"> 10分間以上とします。 （３） 適用除外 <ul style="list-style-type: none"> a. 午後立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合 b. 同一取引日の間に制限値幅の上限（下限）値幅を拡大した後、再度発動条件に該当した場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 長期国債証券先物取引が一時中断されている間は、現行どおり、長期国債先物オプション取引についても、取引を一時中断し、制限値幅を拡大します。 • 即時約定可能値幅は、超長期国債証券先物取引を除く国債証券先物取引は10銭とし、超長期国債証券先物取引は30銭とします。
III 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> • 平成26年3月（予定）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> • デリバティブ市場の統合日とします。

以 上